

意見書

議員発議による意見書5件を全会一致で可決し、関係機関宛送付しました。

○「仕事と生活の調和推進基本法（仮称）」の制定を求める意見書

（要旨）

今後の働き方として、男性も女性も共に、仕事と子育て・介護など家庭生活との両立に困難を感じるのではない働き方が可能になるような環境整備、社会システムの構築が非常に重要である。

そのために、社会経済情勢の変化に対応した豊かで活力ある社会が実現できるよう、ワーク・ライフ・バランス形成の促進を図るため、同基本法を制定し、政策の基本方向を定め、総合的かつ計画的に施策を実行することを強く要望する。

提出者 花田すまこ
送付先 内閣総理大臣

小泉純一郎
厚生労働大臣 川崎 二郎
経済産業大臣 二階 俊博

ほか 小泉純一郎

○脳脊髄液減少症の研究・治療等の推進を求める意見書

（要旨）

脳脊髄液減少症は、原因が特定されない場合が多く、「怠け病」、「精神的なもの」と判断されるため、患者の肉体的・精神的苦痛はもとより、患者の家族等の苦勞もはかり知れない。

よって、患者の実態調査を実施するとともに、患者・家族に対する相談および支援の体制を確立し、この病の診断法並びにブラットパッチ療法を含む治療法を早期に確立して、保険も適用することができるよう要望する。

提出者 花田すまこ
送付先 内閣総理大臣

小泉純一郎
厚生労働大臣 川崎 二郎
文部科学大臣 小坂 憲次

ほか 小坂 憲次

○出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書

（要旨）

現在の超低金利時代において消費者金融等の貸金業者は、利息制限法が定める制限金利を超え、貸金業規制法43条の要件遵守を条件に出資法の上限金利たる年29・2%で営業している。

長引く不況の中、多重債務者も200万人にも及ぶと推測され、自己破産、夜逃げ、自殺なども少なくない。

平成19年1月には出資法の上限金利の見直しが行われるが、貸金業規制法43条を廃止し、適正な金利規制を要望する。

提出者 香原 暉
送付先 内閣総理大臣

小泉純一郎
財務大臣 谷垣 禎一

ほか 谷垣 禎一

○介護保険制度の改善を求める意見書

（要旨）

介護保険法の改正に伴い、介護施設における居住費・食費が保険給付からはずされ、利用者の自己負担となつている。

今回の制度改正においては、負担増によつて必要な介護が受けられない人をつくらぬようにするため、申請手続きを簡素化し、低所得者等に対しては、利用者負担を軽減するとともに、すべての対象者が補給給付を受けられるようにすること。また、特定疾患（難病）患者については、従来通りの公費負担を継続することなどを要求する。

提出者 松本 典子
送付先 内閣総理大臣

小泉純一郎
財務大臣 谷垣 禎一
厚生労働大臣 川崎 二郎

ほか 川崎 二郎

○教育基本法改定の慎重審議を求める意見書

（要旨）

教育基本法の改正案が現在国会で審議されているが、この改定案は、「国を愛する態度」など20項目もの「徳目」を掲げ、その目標達成を学校と子どもたちに義務づけようとしている。

これは、戦前の軍国主義の教育の誤りを繰り返そうとしています。

教育基本法がもつ準憲法的な性格にふさわしく、国民的な議論を保障し、国民各層からの意見を十分に反映させ、慎重審議をすることを要請する。

提出者 松本 典子
送付先 内閣総理大臣

小泉純一郎
文部科学大臣 小坂 憲次

ほか 小坂 憲次